

平成 2 3 年度第 1 2 回定例会

八王子市教育委員会会議録

日	時	平成 2 3 年 1 1 月 2 日 (水)	午前 9 時
場	所	八王子市役所 議会棟 4 階	第 3 ・ 第 4 委員会室

第 1 2 回定例会議事日程

1 日 時 平成 2 3 年 1 1 月 2 日 (水) 午前 9 時

2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室

3 会議に付すべき事件

第 1 第 3 6 号議案 平成 2 3 年度八王子市教育委員会表彰について

第 2 第 3 7 号議案 平成 2 3 年度八王子市教育委員会表彰について

第 3 第 3 8 号議案 平成 2 4 年度八王子市一般会計予算の調製依頼について

4 協議事項

小中一貫教育の推進及び今後の小中一貫校の開校について

5 報告事項

平成 2 2 年度における児童・生徒の問題行動等の実態について (指導課)

八王子市教育委員会

出席委員 (5 名)

委 員 長	(1 番)	小田原 榮
委 員	(2 番)	和 田 孝
委 員	(3 番)	川 上 剋 美
委 員	(4 番)	金 山 滋 美
教 育 長	(5 番)	石 川 和 昭

教育委員会事務局

教 育 長 (再 掲)	石 川 和 昭
学 校 教 育 部 長	坂 倉 仁
学 校 教 育 部 指 導 担 当 部 長	佐 島 規

教育総務課長	穴井由美子
学校教育部主幹 (企画調整担当)	平塚裕之
施設整備課長	矢光克彦
学事課長	海野千細
学校教育部主幹 (保健給食担当)	山野井寛之
指導課長	廣瀬和宏
指導課統括指導主事 (特別支援教育・ 教育センター担当)	藏重佳治
指導課統括指導主事 (企画調整担当)	所夏目
指導課統括指導主事 (教育施策担当)	山下久也
指導課前任指導主事	木下雅雄
生涯学習スポーツ部長	榎本茂保
生涯学習スポーツ部参事 (図書館担当)	望月正人
生涯学習総務課長	宮木高一
スポーツ振興課長	小山等
生涯学習スポーツ部主幹 (スポーツ施設担当)	遠藤幸保
国体推進室主幹	富貴澤繁幸
国体推進室主幹	高橋利光
学習支援課長	小松正照
文化財課長	田島巨樹
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	中村照雄
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	田中明美
生涯学習スポーツ部主幹 (図書館担当)	玉木伸彦
生涯学習スポーツ部主幹 (こども科学館担当)	齋藤和仁

指 導 課 指 導 主 事

菅 野 直 博

事務局職員出席者

教 育 総 務 課 主 査

遠 藤 徹 也

教 育 総 務 課 主 任

最 上 和 人

教 育 総 務 課 主 事

上 村 剛

【午前9時00分開会】

小田原委員長 大変お待たせいたしました。本日の委員の出席は5名全員でありますので、本日の委員会は有効に成立いたしました。

これより平成23年度第12回定例会を開会いたします。

いつも申し上げていることですが、電力不足が心配されている中がございます。本市では節電の取り組みを継続しております。照明は一部消灯とさせていただいておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

日程に入ります前に、本日の会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員は、3番、川上克美委員を指名いたします。お願いいたします。

なお、議事日程中、第36号議案及び第37号議案につきましては、審議内容が個人情報に及ぶため、また第38号議案及び協議事項につきましては、いまだ意思形成過程のため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び第7項の規定により、非公開といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 御異議ないものと認めます。

小田原委員長 それでは、それ以外の日程について進行いたします。

報告事項となります。指導課から御報告願います。

所指導課統括指導主事 平成22年度における児童・生徒の問題行動等の実態について御報告いたします。

本調査は、暴力行為、いじめ、不登校の状況について、平成23年4月にすべての小・中学校を対象に実施したものです。詳細は、担当指導主事より御説明いたします。

菅野指導課指導主事 では、資料に基づき説明いたします。まず1、暴力行為の状況です。

(1)は、小・中学校における暴力行為の発生件数の推移です。(2)は、暴力行為の発生学校数の割合です。アが小学校、イが中学校のグラフで、東京都及び全国の発生件数と比較しています。昨年度は学校外での発生が小・中学校ともにゼロでしたが、今年度は、中学校で4件発生しております。この件に関しましては、複数の中学校がかかわる同一案件がありまして、当該校からそれぞれ報告が上がっているため、発生件数として数が増えている状況がございます。発生学校数の割合としては、小・中学校ともに都及び全国の数値を下回っております。(4)は、暴力行為の未然防止及び早期解決に向

けた取り組みについて示しました。主な取り組みとして、学校間のトラブルの未然防止、早期解決を図るため、生活指導主任研修会での情報交換のあり方を改善いたしました。ブロック別の情報交換の実施と、それをもとにした各ブロック世話人による情報交換の時間を確保することで広域の連携が図られるようにしています。また、学校サポートチームの設置に関しては、昨年度、全小・中学校への設置が終わり、地域とともに健全育成が図られるよう務めております。

(5)は、暴力行為未然防止に向けた各学校の取り組み例を示しました。非行防止をテーマにしたセーフティ教室の実施、教職員の共通理解、PTAや地域と連携しての児童・生徒の見守り等が主な取り組みとなっております。

次に、2、いじめの状況についてです。

(1)は、いじめの認知件数の推移を示しております。小学校で24件増加、中学校では36件減少しております。(2)は、1校あたりのいじめの認知件数で、(3)は、その推移です。小学校では微増、中学校では減少しております。(4)は、いじめの解消した割合、(5)は、その推移です。

いじめの解消した割合では、小学校では、昨年度同様、都と全国の割合を下回っております。中学校では、都や全国の割合を上回っております。いじめ問題解決に向けた学校支援の一層の充実に向けて(6)に示した内容の取り組みを行ってまいりました。いじめの実態把握のため、全小・中学校で児童・生徒へのアンケート調査を実施しました。いじめの認知件数が小学校で増加しているのは、こういった取り組みが一因と考えられます。また人権教育推進委員会による人権課題「子ども」に関する公開授業の実施や研究報告書の配布を行い、人権教育の充実に取り組みました。(7)は、各学校のいじめ防止に向けた学校の取り組みを記載しました。組織的な対応と、児童・生徒の状況把握、児童会や生徒会指導を通じて、児童・生徒が主体的にいじめ防止に取り組めるようにするなどが主な取り組みです。

続いて、不登校の状況については、3をご覧ください。

(1)は、不登校の人数の推移です。不登校児童・生徒は、前年度に比べ、小学校で19人減少、中学校では6人増加しました。(2)は、不登校出現率で、(3)は、その推移についてです。出現率は、小・中学生ともに、都、全国と同程度で、小学校においては、減少傾向となっております。(4)は、学校復帰率、(5)が、その推移についてです。小学校、中学校ともに都及び全国を上回る数値です。(6)に、不登校の未

然防止及び早期解決に向けた取り組みについて記載しております。登校支援ネットワークを活用し、適応指導教室による学習支援や、スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を行うなど、学校復帰に向けて取り組んでいます。また、スクールカウンセラーの設置については継続して取り組んでいます。不登校児童・生徒がスクールカウンセラーや相談員等に専門的な相談を受けた比率を記載しましたが、小学校ではスクールカウンセラーへの相談率が増加しています。最後に（ 7 ）は、不登校に関する学校の取り組み例です。家庭、外部機関との連携を図りながら、児童・生徒、場合によっては家庭の状況に合わせ、個に応じた継続した支援に取り組んでいます。

以上で、平成 2 2 年度における児童・生徒の問題行動等の実態についての報告を終わります。

小田原委員長 指導課からの報告は終わりました。本件につきまして、御質疑、御意見がございましたら、どうぞ。

金山委員 最初の暴力行為なのですからけれども、ここには自傷行為は入らないのですか。

菅野指導課指導主事 特に自傷行為は、こちらには含まれておりません。

金山委員 別途、統計みたいなものはないですか。

菅野指導課指導主事 回答としてございませんし、項目としてもございません。

小田原委員長 問題行動の中に自傷行為みたいなものは入るのか、入らないのか。入らないということですね。そういうことについての調査、ないしは統計等はあるのですかと、そういうことだと思うのですが。

所指導課統括指導主事 別途、調査をしているということはございません。ただ指導課に自傷行為等での報告というのは、昨年度ございました。

金山委員 ありがとうございます。

小田原委員長 そのほかいかがですか。

和田委員 いくつか質問をします。一つ目は暴力行為の内容になるのですが、数値の説明の中に学校間のトラブルがあるという話がありました。そうすると、同じ内容で、数校が件数を上げているということになりますよね。それはどのぐらいの数があるのか。つまり重複している数というのはどのぐらいあるのかを、まずお聞きしたい。

二つ目はサポートチームの設置が 1 0 0 % になっているということはわかるのですが、これは目的があって設置していると思うのですけれども、実際にサポートチームが動いた事例があるのか。子どもの生徒指導上の問題を支援したり、あるいは学校の出席停止

に対応するような、そういう事案があったのかということを知りたいと思います。

それから、非行防止をテーマとしたセーフティ教室が行われているわけですが、セーフティ教室の非行防止の内容というのは、具体的にどういうことを学校が取り上げてセーフティ教室を行っているのか、その辺の内容が少しわかるとありがたいなと思います。

それから、いじめのところでは、これは調査ですので、期限を切っていることになるわけなのですが、いじめの解消率が必ずしも100%になっていないということは、いじめが継続していることなのか、あるいはそういう解決に向けての取り組みが適切に進められているのか、その辺の状況把握はどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。

不登校の場合も同じなのですが、不登校は少し長期的な見方をしなければいけないのだけれども、いじめの場合には明らかにいじめがあると学校が認知しているながら解消されていない実態というのがどういう状況なのか、よくわからない部分なので、その辺の説明をお願いしたいと思います。

小田原委員長　大きくは3点ありましたけれども、順にお答えください。

菅野指導課指導主事　まず学校間トラブルに関してでございますが、昨年度、6校が関係する事案が発生しております。そのうち加害生徒、被害生徒が発生している学校が4校あり、各校それぞれが今回の調査で件数を上げている状況でございます。

小田原委員長　話が見えないのは件数と学校数の関係だと思うのですが、話としては、まず、その暴力行為の状況についての説明が必要だと思うのですよ。数校が絡んでくる問題となるならば、こういう事件についてこうだったというような話があればわかるのだけれども、そうした説明が一切ないものだから話が見えてこない。数はこの表を見ればわかるわけだから、そこら辺を説明していただきたい。

菅野指導課指導主事　暴力行為の学校間トラブルの内容としましては、集団が集まって、その場でけんかを強要するような状況がありました。そこに6校の生徒が加わっておりまして、実際にけんかをした、危害を加えた、あるいは危害を受けた生徒が4校に所属してありましたので、件数としては4件ですが、同一事案になります。

小田原委員長　そうすると、(1)の中学校16件のうち1件そういうことがあった。要するに、全体の18件のうち1件が、その下のイの中学校の学校外の4校なのだということなのですか。

所指導課統括指導主事 そのとおりでございます。1件がこの4校に該当しております。

実際、暴力行為にかかわった学校というのが4校。先ほどのけんかにかかわったそれぞれの学校から件数が上がってきたということでございます。

小田原委員長 この学校数を挙げても、余り意味がないということですよ。

では次に、サポートチームの支援の状況についてお答えください。

菅野指導課指導主事 サポートチームに関しましては、実際に学校で発動した例は、生徒の問題行動に関して、外部の方々を招いて、その状況について確認をして、今後の対策を講じていくというような事例で、実際に学校で発動しているケースは把握しておりません。

小田原委員長 1ページ目で、こういう暴力行為の発生、暴力件数がありましたという話があり、2ページでいろいろな説明があったわけけれども、サポートチームは100%設置されているということであるならば、暴力件数が減ってきているとはいえ、起きているときに、サポートチームがどういうふうな事故防止に活動したのか等、支援がなされたのかということが大切なのであって、そういうところはどうか、実態はどうかということをお尋ねしているわけです。そういう答えをしてください。

所指導課統括指導主事 ケース会議という小規模な相談会とは違って、サポートチームというのは、例えば教育委員会も同席しますし、警察それから児童相談所、子ども家庭支援センター等が一堂に会して、また地域の方も入っての相談ということになります。

そういう意味では、例えば複合的な課題があるケース、家庭にも課題があったり、あるいは子ども自身の問題行動を防ぐという意味で警察に入っていたり、そういうことを広域的に、組織的に対応していくというところで発動することがあると考えます。

最近多いのは、複数の生徒が絡んでいるケース、それから、家庭に課題があるケース、特別支援的な支援が必要なお子さんなどの場合に発動されるケースが多いと考えております。

和田委員 それはあったのですか、なかったのですか。

所指導課統括指導主事 ございました。しかし、出席停止に至るほどのケースというのは、昨年度はございませんでした。

和田委員 会議のサポートチームの内容で発動したケースがあるという話だったのだけれども、これが今言ったケースに応じた対応をしているという話ですよ。それはチームではなくて、今の話だと警察が動いたとか、そういう話になっているのだけれども、サ

ポートチームというのは、もともと行動連携をもとにしたものであって、つまり一つの関係機関が何かをするというのではなくて、それぞれの機関が連携をしながら動いていきましょうよということになるので、警察だけではなくて、地域の例えばPTAもそうだし、それから、退職者もやっているようにさまざまな組織がありますよね。そういう組織と連携した動きがあったのかということを知りたいのです。個々の動きというのは今までもあったわけで、サポートチームをつくったというのは、その連携が図られているか、図っていきましょうよという意味だったので、そういう動きがあったのかどうかをお聞きしたかったのですけれども。

所指導課統括指導主事 行動連携、それぞれの立場でできることを行っていくということが主な目的になっていますので、まずは課題を共通理解した上で、警察は警察の立場で、地域の方は地域の立場でというような形で、それぞれの立場で何ができるのかということを確認の上で行動に移す、そうしたケースというのがございました。

和田委員 まさに、先ほど出てきた暴力行為には4校がかかわって、それぞれの学校が認定しているわけですよね。そうすると、やはりサポートチームというのはそういう広域にまたがっているさまざまな関係機関が、力を合わせてそういう問題に対応していきましょうよということになるので、先の4校がかかわる暴力行為の対応にサポートチームが動いたということはないのですか。

所指導課統括指導主事 この4校がかかわった件については、サポートチームは発動されませんでした。ただ、その他の事例ではあったと報告を受けております。

和田委員 この件は結構です。続いて、非行防止のセーフティ教室をお願いします。八王子の学校は何を今、非行防止のテーマにしているのか、何が問題になっているのかというのを知りたいのです。

菅野指導課指導主事 セーフティ教室の非行防止のテーマとしては、万引きですとか、それから窃盗、特に自転車の窃盗に関する内容が多く報告されています。

小田原委員長 では、いじめのほうは。

菅野指導課指導主事 いじめの解消率についてですが、100%になっていないという状況は確かにございまして、100%に満たないところは、やはり継続して学校が取り組んでいる事案という形になります。解消率が100%に満たないというところで、特に小学校の解消率が低くなってございまして、その課題としては、小学校は特に組織的に対応するのが困難な状況がございまして、中学校ほどの解消率に至っていないのではな

いかと考えております。

和田委員 組織的な状況がわかっているのであれば、それをいじめが起こらないようにストップさせるわけで、結局、いじめの解消というのは、どういう時点で解消したというふうに考えていらっしゃるのか。要するに、学校側は解消してないと答えていること自体は、非常に大きな問題だと思うのです。そうすると、組織的であれ、個人的であれ、いじめは続いているということの意味することになりますよね。その解釈でいいのですか。それが、八王子は都や全国を下回っている状況になっている、解消率が下がっているということは、学校の取り組みが不十分だということですか。そういう話になりませんか。

小田原委員長 今回の回答だと、そういうことになってしまうわけですね。

所指導課統括指導主事 解消率は、当然、このいじめの場合は迅速に対応して解決すべきことですので、100%に限りなく近づける必要は当然あると認識しております。ただ、いじめにもさまざまケースがございます。例えば、本人が訴えを起こしているのだけれども、非常にわかりにくいケースがある。そういった場合に、アンケートを実施したり、面談をしたり、さまざまな取り組みを学校では行っているのですけれども、継続して取り組んでいるケースが年度をまたがった場合、解消率が下がってしまうという傾向があると思います。

ただ、都や全国を下回っているということについては、徹底したいじめの対応というのが、小学校における課題であると思いますので、今後とも継続して徹底したいじめの対応を行っていくように、学校と連携していじめを解消できるように努めていきたいと考えております。

和田委員 ちょっとお言葉を返して申しわけないのだけれども、近年になってから、いじめの認知件数という形で、学校が、子どもの訴えのあるなしにかかわらず、あるいは状況を把握していじめがあると判断したものを認知件数として出しているわけですね。そうすると、やはりそこにいじめがあって、いじめられている子どもがいるという状況を、少なからず学校は知っているわけですね。そうすると、知っていることについて、それが解消されていないという現状、年度をまたがってという話があったのだけれども、そうすると、それは2年生から3年生、3年生から4年生といじめが引き継いでいっているという話になってしまうのですよね。そうすると、もっと問題は深刻になってくるので、件数のカウントの問題ではなくて、解消されない現状というのがそこにあるわけ

だから、それが何なのか、学校で何ができないから解消できないのか、どんな状況になっているのか、そういうところは、この調査の中ではなかなかわからないということになるのですか。

通常は、やはりいじめは、そこでやめさせるわけですよ。やめさせて、ここで解消したというか、いじめをやめなさいと指導して、そこから、少なくともいじめられていた子を救ってあげるとというのが、学校側がしなければいけない最低限のことなのだけでも、そこまではできているのか、できていないのか。そういう状況が、この調査の結果からわからないので、どんな状況なのか説明をいただければと思っているのです。

所指導課統括指導主事　この調査の結果からだけでは、今のような子どもの訴えに対して学校が動いているのか、動いていないのかというところまでは、把握できない項目となっております。ただ、先ほどの説明の中で、年度をまたがってといったのは、長期的に保持しているというのではなくて、年度末に起こることもございますので、それが調査の期限が4月の当初ですので、その時点で、まだ取り組み中という場合はあるかなというようなものでございます。

小田原委員長　伺っていて、これは文科省の学校統計調査の結果が出たから、今、こういう報告が出ているのではないかと思うのですけれども。そういう数字が出たところで、ただ数の報告がされれば済む問題ではない。特に、このいじめの場合はそうだと思うのですが。

それで、その4ページに、いじめ防止についての本市の取り組みが、こうやって示されるわけだけでも、解消率が全国を下回ったということで問題だということではなくて、全国においても20%が解消されていない現実がある中で、数字の上では本市は35%まだ解消されてない、解決されていないいじめがあるわけですよ。そのいじめの対応は、今さまざまあると、統括指導主事からお話があったのだけれども、さまざまな対応の中で、どういうケースが35%の中にあって、それに対して、本市はどういう取り組みをしなければならないのかという提示がされていかないと、先ほどの徹底した解消に向け学校との連携というのは図られていかないとということになるわけです。そのところを示せという質問になっていると思うのです。示せといっても、今の話を聞いていないと出てこないだろうと思うので、それを示すようにしていただきたい。

私たちの仕事は、こういうことを学校で統計調査して、こうであったということ言えば済む話ではないわけですから、そういう形で臨んでいただきたいと思うのです。

所指導課統括指導主事　昨年10月に、群馬の桐生市でいじめのことがございまして、その後、全国的にアンケートが行われました。アンケート調査をやることによって、子どもをしっかり見る目というのが、教員の中にも育ってきていると思っておりますが、やはり、定期的に子どもの声を聞く機会をしっかりとっていくということが大切ですので、昨年度の秋にやったことを、そのままずっと継続して定期的に行っていればいいのですけれども、その一時期で終わってしまっているというところがあると考えています。解消率を上げるためには、そこをしっかりと、その時だけのブームに終わらせずにやっていくということが必要なと、今現在思いつくところでは考えております。

和田委員　質問もちょっと不十分だったと思うのですが、ぜひお願いしたいのは、先ほどのサポートチームの設置率が100%という話が上がったりとか、あるいはセーフティ教室が行われているということはわかるし、いじめの解消がうまくいってないということもわかるのだけれども、その調査が終わって、結果が今報告されているわけです。その調査の後にどうなったのかという報告を、ぜひこの報告する中に入れてほしいのです。つまり、この数字をそのまま見ていると、解消されなかったではないかと。素人っぽく質問しましたが、その後どうなっているのかをやはり確認をしていくのが、教育委員会の仕事だったりとか、学校への指導だと思うのです。数字だけを挙げて、こうなっていますというのではなくて、「こういう数字が35%、まだ解消されていないのだけれども、学校がよく取り組んでくれて、今はこうなってますよ」といった実態の報告を伴って、初めて報告の形になってくると思うのです。

ですから、そういうことも含めて、数字がひとり歩きしてしまいますので、ぜひそういうフォローをきちんと説明をするような体制で指導していただきたいという思いを込めて、先ほどの内容を聞いているわけなのです。数字だけ挙げるよりも、その後どうしたのかというところを、ぜひ追及してもらいたいと思います。ふれあい月間だって繰り返し行われて、調査もしているわけだから、その推移なんかを読めば、減ってきているのか、解消に向かっているのか、あるいはまだ全然解消されない状況になっているのかというのがわかってくるわけで、そういうことを踏まえて、指導の経過を説明していただいたほうが、この調査の意味が出てくるのではないかと考えています。

小田原委員長　では、次に不登校の件についてどうですか。

金山委員　最後の不登校のところなのですけれども、不登校の取り組みの最後に高尾山学園の取り組みの充実というところがありますが、高尾山学園の中では、こういうことを

充実させるという意味だと思うのですが、それでよろしいですか。

高尾山学園というのは、全国に先駆けて不登校の取り組みを始めたところで、そのおかげもあって、復帰率も高いのだと思いますけれども、高尾山学園は、これだけ長くやっているのにノウハウなりを蓄積しているのではないかと思うのですが、それを困っている学校に発信するなり、困っている学校から勉強に来てもらうというようなことはお考えになってはいないのですか。

藏重指導課統括指導主事 高尾山学園も高尾山学園なりの課題がございます。高尾山学園の不登校の復帰率が30%ということを考えれば、他校に発信するというよりも自校の本来あるべき姿に向かって、市も含めて対応していくということが大切と考えております。

高尾山学園の取り組みの充実として「教育活動の中できめ細やかな指導を通して、個別のケアを行い、不登校児童・生徒の減少を図る」とありますけれども、高尾山学園に来る児童・生徒は、それぞれの学校ではほとんどというよりも、学校に行けていない子どもたちが多く、ケースとしては非常に重いケースでございますので、その中で不登校の解消率を上げていくということで、今、市としては、高尾山学園に向けても出欠カードを出して、今の状況を月ごとに報告を上げさせたりとか、またケースによっては、市のソーシャルワーカーを入れて、家庭との連携を図りながら、不登校の解消に向けた対応を高尾山学園自体が今行いつつあるところでございます。

所指導課統括指導主事 先ほどの質問で、高尾山学園とそれ以外の先生方の交流で学び合いがという話ですが、それはとても大事なことだと思います。ノウハウを学び合うということが大切ですので、今、行っていることとしては、生活指導主任研修会に高尾山学園の先生方に来ていただいて、どういう対応をしているのかという具体的な話を、事例として挙げていただくというような取り組みをしております。

小田原委員長 高尾山学園の話になるといろいろあるのだけれども、あれだけ金と人をつけていけば、ほかの学校の先生たちに言わせると、高尾山学園は恵まれているというふうな話になって、私たちがそういう不登校の子どもたちを抱えているときに、そういう体制になっていないから、もうちょっと高尾山学園に頑張ってもらいたいという話になっていくわけです。

だから、生活指導主任会等に出かけて行って話をしてもらおうということもいいのだけれども、高尾山学園が普通の学校に限りなく近づいている状況で参加されても困るわけ

ですから、今、藏重統括指導主事から、検討中であるという話がありましたので、それをもっとどういうふうにするのかということ、ぜひ考えていっていただきたい。

不登校については、いつも思うのですけれども、これも、ここで言っても詮無い話になるかもしれませんけれども、不登校の区分の問題は、上のほうが学校の関係、真ん中辺が家庭の問題になって、それから、病気がある。その次の、病気以外の本人にかかわる問題、ここの数字が突出しているわけで、本人にかかわる問題がきっかけと見られる不登校、ここのところは、これでひとくくりにはされているわけだけれども、どうなのですか。ここは、これだけのひとくくりで済む話なのですか。

要するに、どういうことを言いたいかというと、この区分は原因というふうに考えていいと思うのですが、病気は治らない限りしょうがないという話になっていく。学校の場合どうするかというと、さっきのいじめがありますけれども、いじめは非常に少ないと見ていいのですが、そのほかの学校の問題というのをどうするかというのは、これは考えていかなければいけないわけだけれども、それで、上のほうの部分を解決するように努力していったとして、大半を占める本人にかかわる問題に対しては、どう対応していったらいいのかというのが出せるのか。この形は統計のための統計みたいな形になっていくような感じがするので気にはしているところなのですが、どうお考えですか。

所指導課統括指導主事　　これまでこのような形で報告をしていたということで、ひとくくりにしてしまったのですけれども、実際には、遊びと非行、無気力、不安などの情緒的混乱、意図的な拒否という詳細な項目がございまして、次回以降はその項目でお示しをしたと考えております。

それぞれについてどのような対応をしていったらいいのかということまでは、この調査の中からははかり知れないところですが、きちんと内容を、内訳を、次回からはお示ししたいと考えます。

小田原委員長　　これは、先ほど和田委員が前の2件について御指摘、御要望があったように、ここのところも同じことなのです。要するに、学校あるいは教育委員会としてどう取り組んでいかなければいけないのか、不登校は減ってきていると言ったとしても、数そのものを考えると、非常に多いと考えるべきなのですね。だから八王子市は高尾山学園をつくったわけです。それにもかかわらず、まだこれだけの数があるということは、これは本人にかかわる問題を含めて、それを明確にして、それを一つひとつ解決していかないと、減っていかない話になるわけです。ぜひ、そういう取り組みをしていただき

たい。

和田委員　今のに関連して、これはスクールソーシャルワーカーを導入するときに、意見を言わせていただいたのですけれども、スクールソーシャルワーカーというのは、学校の外部機関で、外部の専門家ということですよ。つまり学校に相談しにくいとか、なかなか先生との話がうまくいかない時には、外部のそういう専門的な活動をしている人をお願いをしようという動きがあるわけですよ。それが、今、委員長が指摘されている、病気以外の本人にかかわる問題のところに作用しないと、このスクールソーシャルワーカーというのは、導入した意味がないんですよ。

ですから、これを学校が調査していますよね。そうすると、学校が病気以外の本人にかかわる問題だとして、遊びとか非行とか、拒否だとかを上げているわけだから、そうなったら、今度は、スクールソーシャルワーカーの出番なのです。そのところが連携できているかということ、ぜひ見極めてほしいと思っています。

学校は、自分の責任ではなくなったときに、もう何にもしないで終わってしまっているのではなくて、スクールソーシャルワーカーがこうやって巡回指導で回っているわけだから、そこに相談を持ちかけて、本人にかかわる問題について何とか介入してもらえないかということ、きちんとして伝えているかということが、この制度の導入の大きな分かれ目なのです。だから、調査をすると本人の問題だとなってしまうと、学校は何も手を打てないというのであれば、スクールソーシャルワーカーは要らない。だからそのところがどんなふうになっているのか。

ほかの部分は学校にかかわる問題なので、学校の先生は一生懸命やっているのです。ところが、それ以外のところについて手が出せない状況で、しかもこれだけ半分以上の数がここに来てしまっていることを考えると、スクールソーシャルワーカーの出番なのです。それが導入したねらいだと思いますので、調査する中で学校がどうかかわっているか、スクールソーシャルワーカーとどう連携をとっているのかというあたりも、ぜひ確認していただければと思います。

川上委員　特別ではないですけれども、今の話の中で、私が一番心配するのは、いろいろな制度があっても、それがそれぞれ十分に機能していないように見受けられることと、スクールソーシャルワーカーと学校との連携については、子どもは非常に敏感ですので、その連携がわかった時点で、子どもはもっとだめになってしまって、連携の意味にもよりますけれども、伝わり方というか、それもとても難しいなと伺っていて思いました。

子どもにとっては、いつの場合も100%ですからね、どんな状況に置かれても。子どもの敏感さ、特に本人にかかわる問題というものを抱えている児童・生徒は、特別に敏感ですから気をつけないといけないのではないかと。こういう資料の数字だけで判断するというのもすごく危険な気がしますし、資料を見ながらいつも感じていましたので。

小田原委員長 暴力、いじめ、不登校に限られているわけですがけれども、結局、この問題行動は、その総数から言えばどのくらいかという、そういう言い方もできるわけなのですが、その割合として、全体の中では10%ないぐらいの数字だと思うのですが、その数を限りなくゼロにしていかなければいけないのは、どういうことなのかということですね。現在の財政状況とか、あるいは人口の問題とかを考えたときに、子どもたちのこういう数字がこれ以上増えないように、限りなくゼロに近づけていく、そういう努力を今の大人たちが考えていかなければいけない。教育の根本にかかわることでもあるから、ぜひそういう視点を忘れずに取り組んでいただきたいと思います。

本件について他に御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、指導課の報告は、終わりました。

そのほかに、何か報告する事項等ございますか。

坂倉学校教育部長 特にございません。

小田原委員長 委員の皆さんで何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

小田原委員長 それでは、以上で公開での審議は終わります。

ここで、暫時休憩にいたします。休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は御退室願います。

では、5分後に再開ということをお願いします。

【午前9時48分休憩】